



### 遺産にはどのようなものがあるか

#### 遺産の範囲・3

##### 1 保険金の受取人を相続人とした場合の問題

生命保険契約において、死亡保険金の受取人をだれに特定するかは、基本的には保険契約者の任意(=自由)です(ただし、保険をかけて受取人を自分とし、被保険者を殺害する例がかって続発したため、保険会社は、親族や相続人以外の者を受取人にすることに強い警戒を示します)。

2 そのような中で、保険金の受取人を「相続人」とすることがあります。この場合の受取人としての相続人とは、保険金請求権が発生した時点における相続人(法定相続人)個人を指定したと解するのが自然のように思います。

3 保険金受取人を相続人とした場合、受取人として指定された相続人個人は、どのような割合で保険金を受け取るのでしょうか。指定の仕方からすると、受取人を指定した保険契約者としては、民法の定める法定相続分(相続の割合)に従って受け取られるように指定したと意思解釈できるでしょうか。ところが、保険の解釈としては、受取人である相続人個人が固有の権利として保険金請求権を取得することになりますので、複数の相続人があれば、相続人の数で割った金額をそれぞれの相続人が受け取ることになります。

4 保険金受取人を相続人とした場合で受取人が被保険者より先に死亡した場合はどうでしょうか。保険金請求権が具体化する前(被保険者が死亡する前)に受取人が死亡した場合、保険契約者は受取人を指定し直すことができますが(商法第676条第1項)、保険契約者がこれをしなかったとします。この場合、判例よりまずと、受取人である相続人とは、受取人

が死亡の時ににおける相続順位に従い相続人となった者とされます。判りづらいかもかもしれませんが、要するに、受取人と指定された相続人は、相続によって保険金受取人となるのではなく、保険契約者から保険金受取人と指定されることによって固有に受取人となり保険金請求権を取得するのであるから、受取人たる相続人(A)が先に死亡していた場合には、そのAの相続人が相続の順位に従って受取人たる相続人になるということです。

5 相続人(B)が相続放棄をした場合、その相続人Bは保険金を取得することができるのでしょうか。保険金は、特別受益として考慮されることはあっても相続財産そのものになる訳ではないことからして、Bは保険金を取得することができます。Bは、相続放棄によって、被相続人(被保険者)が残した債務の返済義務を免れ、保険金は受け取ることができるということになります。

6 また、例えば保険金受取人である相続人が限定承認した場合でも、相続人は保険金を受け取ることができ、受け取った保険金を被相続人の債権者(相続債権者)への弁済の資金に充てる必要はありません。

7 そうすると、相続人が、相続放棄や限定承認をすることによって、保険金を受け取りながら相続債務の弁済を免されることは相続債権者に不公平のように感じられないことでもありませんが、保険の性質上やむを得ないと理解するほかはないと思います。

8 以上は、保険金の受取人の問題であり、受取保険金にどのような課税がなされるかは税法上の問題です。